四八八　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件の一部を改正する件　二

四八九―四九三　保安林の指定をする件　二

四九四　保安林の指定を解除する件　二

四九五　保安林の指定施業要件を変更する件　二

四九六　肥料の登録の有効期間を更新した件　三

四九七　生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があった件　三

四九八　肥料の登録が失効した件　三

四九九　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　四

五〇〇―五〇五　種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件　五

五〇六　保安林の指定を解除する件　八

五〇七　保安林の指定施業要件を変更する件　八

五〇八―五一〇　保安林の指定施業要件を変更する件　八

五一一　肥料を登録した件　一〇

五一二―五一九　保安林の指定をする件　一一

五二〇―五二二　保安林の指定を解除する件　一一

五二三―五二八　保安林の指定施業要件を変更する件　一一

五二九　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　一一

五三〇　出願公表後に名称変更がなされた件　一一

五三一　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　一六

五三二　農産物検査法施行規則の規定に基づき標準抽出方法を定める件の一部を改正する件　一六　67

五三三　農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件の一部を改正する件　一六　67

五三四―五四〇　保安林の指定施業要件を変更する件　一七

五四一　災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件　一七

五四二　肥料の登録の有効期間を更新した件　一八

五四三　生産業者及び輸入業者の住所並びに生産業者及び輸入業者の肥料の名称の変更に係る届出があった件　一八

五四四　肥料の登録が失効した件　一八

五四五　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九

五四六　農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九

五四七　漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件　一九

五四八　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九

五四九―五五四　保安林の指定をする件　二二

五五五―五五七　保安林の指定を解除する件　二二

五五八―五六二　保安林の指定施業要件を変更する件　二二

五六三　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和一事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件　二二

五六四―五六六　農薬を登録した件　二二

五六七　農薬の登録が失効した件　二二

五六八　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　二三

五六九―五七五　保安林の指定をする件　二三

五七六　肥料を登録した件　二四

五七七　保安林の指定を解除する件　二四

五七八　保安林の指定施業要件を変更する件　二四

五七九　肥料の登録の有効期間を更新した件　二九

五八〇　生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件　二九

五八一　肥料の登録が失効した件　二九

五八二　南アフリカ共和国産バレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件　二九　78

五八三　南アフリカ共和国産バーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件　二九　78

五八四　植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件　二九　78

五八五　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二九　78

五八六　農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　三〇　79

五八七　保安林の指定をする件　三一

五八八　植物防疫法施行規則別表二の付表第七十の規定に基づき、コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件　三一　80